

第十九回国 参議院法務委員会會議録第三十四号

昭和二十九年五月十二日(水曜日)午前
十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 那 祐一君
理事 上原 正吉君
宮城タマヨ君
亀田 得治君

委員 青木 一男君
小野 義夫君
楠見 義男君
中山 福藏君
榎橋 小虎君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
法制局第二部長 野木 新一君
保安庁長 上村健太郎君
官官房長 三浦寅之助君

法務省民事局長 村上 朝一君
外務省条約局長 下田 武三君
事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君
会専門員

本日の會議に付した事件
○国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(内閣送付)

○委員長(那祐一君) 只今から委員会を開きます。
先ず国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案を議題に供します。

本案につきましては、大体質疑は予備審査の段階において尽きておるようにも思われますが、特に御発言もなければ、質疑は終局いたしましたものと決定したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(那祐一君) 御異議ないと認めてさよう決定いたします。これより討論採決に入ります。
これより討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○亀田得治君 私は日本社会党を代表いたしましたして、本法案に反対いたします。反対の理由はたくさんございまして、主な点は今申上げる三点でございます。

その第一は、この法案が日本の国内に外国の軍隊を置くことを前提としておる。我が党は国内に外国の軍隊を置くことが、今日の情勢から見て、決して日本の有利には発展しない。却つて日本の独立と世界の平和に有害である、こういう考え方をとっておりまして、関係上、外国軍隊の駐留を前提とするありゆる法案に反対しておるわけであり、反対せざるを得ないわけであり。

それから第二の点は、国連軍の構成員による不法行為の損害の負担につきまして、日本の政府が最終的には損害額の四分の一を負担することになつております。而も経過的に見れば、当初においては一応日本の政府が全額外国政府に代つて、肩代りをして支払いをする、こういう形式になつております。この点は何か被害者に対する保護という立場から、有利なようにも主張されておりますが、被害者に対する救済の問題は、これは当然別個に考えるべき問題でありまして、いやしくも日本の政府が外国軍隊の構成員によつて起された不法行為、これに対して一時的にせよ、全体の責任を負つたような印象を与えるこの法案は、非常に日本の独立という立場から言つて、問題が後に残ると考へるのであります。い

わんや最終的に精算いたしましたとしても、四分の一の責任は日本政府が負う。この点は全然理由がないと考へるのであります。ヨーロッパ各国と、アメリカとの関係において、そういう協定が結ばれておるようには説明はされておるのであります。その根拠というものが、少しも明らかでない、これが反対の第二の理由です。

それから反対の第三点は、今申上げましたように、連合軍の構成員の不法行為を日本政府が背負う、そのことの合理性について疑問がある。そのような問題について更に遡つて責任を日本政府が負担する、こういうことになつておる点、いわゆる法律の遡及して施行さ

れるという点であります。これは反対の第二点で申上げましたように、責任を負うことに疑問があるのに、そのよなものをも更に過去のものにまで遡らせるというものは、いよ／＼以て理由が薄弱になると私どもは考へるのであります。たとえこのような法律を施行しなければならぬといつたとしても、今後国連軍の構成員が侵した不法行為にだけ適用すればいいのであつて、今まで条約もなく、或いは従つて又このよ

うな法律のなかつた過去のもの、その過去の事件はすでに七百年も現在までに起しておるようであります。そういうものにつきましては、これは国際法の原則に従つて、やはり完全に国連軍構成員の不法行為として、これを日本政府が追及して行く、こういうことが当然あつて然るべきであるというふうに考へるわけでありまして、以上のよう三つの点を主たる理由といたしまして、この法案の成立に反対をする次第であります。

○委員長(那祐一君) 他に御発言はございませんか。……御発言がないようでありまして、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(那祐一君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、例によりまして委員長の本會議における口頭報告の内容等は、便宜御一任を願います。
本案に賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名
上原 正吉 宮城タマヨ
一松 定吉 榎橋 小虎
青木 一男 小野 義夫
中山 福藏 楠見 義男

○委員長(那祐一君) 速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(那祐一君) 速記を始めて。暫時休憩いたし午後一時から再開することにいたします。
午前十一時六分休憩

午後二時七分開会
○委員長(那祐一君) 午前中に引続き委員会を開会いたします。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案を議題に供します。
○羽仁五郎君 本法案との関連におきまして、国民が重大な関心を持つております原爆乃至水爆などの問題について、前に政府の説明を求めたんであります。今日は外務省のほうからお見え下さつて御説明頂くということになりましたので、大体三点について伺いたいと思ひます。

先日参議院の本會議で、木村保安庁長官は、本法案に対する議員の質疑に対するお答えの中で、日本においてアメリカ軍が原子爆撃又は水素爆撃、そういうことをやるということは、日本の

政府としては全く考えていないというお答えを頂いたんです。これで、このお答えで国民が安心をすることができれば誠に仕合せなのであります。私はどうもそこに三つの問題があるのじやないか。その第一として御説明を願いたいと思ひますのは、現在までの条約、或いはそれに類する協定又法律などの関係で、アメリカ軍は現在日本においていつ何時でも原子爆撃、水素爆撃の基地を作る、又その基地を用いて原子爆撃、水素爆撃を行うことができる、私はできるのじやないかというように深く心配をするものなのであります。が、できないのだということが御説明願えれば誠に有難いのであります。が、その点第一に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(下田武三君) 現在日本に駐留しております米軍が原爆基地を日本に設定し得るかという御質問でございますが、御承知のように日米安全保障条約はその第一条におきまして駐留軍がどういふ場合に使用されるかという使用目的を掲げております。つまり「極東における国際の平和と安全の維持に寄与する」ということと「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与する」という二つの目的のために駐留軍を使用し得ると書いておられて、従ひましてこの目的のために必要である武器兵器でありますならば、これは米軍が持つて来得ることは当然であると考えるのであります。日本にどういふ兵器、武器を持つて来てはいかんという制限は安保条約にはございませんでございませぬから、理論的には如何なる兵器でも持ち得るのであります。が、実際問題といたしまして現

在までのところ日本に原爆を持つて来るといふようなことは私どもも聞いておりませぬし、米軍にその意向があるようなこともまだ聞いておりませぬ。○羽仁五郎君 すると、今の御説明によりまして、実際問題としてはそういうことがないということをお日本政府としては希望せられるのであります。我々もその希望に全く一致するものであります。併しその希望の基礎となるものは特にない。でいつ何時その希望は空に帰するかも知れない。少くとも米軍が日本に原爆乃至水素爆撃の基地を設定し、又その基地から原爆乃至水素爆撃をなすということをお禁じられていない、やろうと思へばいつでもできるということが御説明によつてわかつたのだと思ひます。それに相違ございませぬか。

○政府委員(下田武三君) 原爆基地とおつしやいます。特に原爆のため基地を設定するということはないと思ひます。又原爆の基地にせんがために施設を借りようという場合には、一切の施設の借用につきましては日米合同委員会の議を経まして日本側の同意がなければ、そういう施設や何かを設けられないことになつております。それから、そういうことも若しあれば日本側にわかるわけでありませぬ。基地をわざとわが日本の国内に設けるようなことは考えられませぬ。仮に万が一そういうような場合がありたいと思はますならば、飛行機で運んで短時間日本の基地に寄つて給油するといふようなことはあるかも知れませぬ。これは原爆が飛行機に搭載してキヤリし得るような現状におきましては、何も好んで地理的に其陣陣營に近い日本にそういう基

地を作るということをお計画するはずがないと私どもは思つております。○羽仁五郎君 外務省のお考えはよくわかりました。その第一に日本に原爆、水素爆撃基地を作るはずがないという外務省のお考えは、併しアメリカとしては伺つておきますが、併しアメリカでは最近のいわゆるニューロック戦略といふものは、むしろソビエトの周辺に原爆、水素爆撃基地を設定するといふことを明瞭に言明しておられます。只今の外務省のお考えとは違つたかえでアメリカ側では新しい戦略を立てておられるものと思ひます。いづれにしてもこの点な外務省におかれましては十分、勿論御努力を願つていられることと思ひます。更にこの点について一層明確に御研究下さり御努力を願ひたい。これは国民にとつては非常な不安であります。御承知でもありませぬが、昨年末くらいから日本の教種類の新聞に沖繩及び小笠原にすでに原爆基地ができていふんじやないかという報道がなされております。これもまあ今のうちですと、まだそういう報道もなされるでしようが、日米安全保障条約に伴います刑事特別法とか、それから又今議題になつております防衛秘密保護法とかいふものが法律としてできまして、これらの問題について国民がこれについて世論の方向を明らかにするといふことが一層困難になつて参りますので、私は刻々にこういう問題について我々国民が発言する機会がなくなりつつあるのだから、この際どうか外務省としては全力を挙げて只今の第一の問題、即ちアメリカは日本に原爆、水素爆撃基地を設定し得るか否

か、勿論木村保安庁長官がおつしやるように日本の政府としてはこれは飽くまで反対されるというお立場であらう。それから国会としては原爆水素爆撃の禁止を国連に請願しているのでありますから、この国会の意思は外務省においても十分御尊重になり、すでに国連にもその国会の決議を御伝達に相成つたことだといふふうに承知してあります。以上の点を通じてこの第一の点についてはなお十分の御研究と御努力を願ひたい。

そこで第二の点について伺いたいが、只今万が一そういうことはあるまい、又そういう場合には日本に相談があるに、よく御承知でありませぬが、アメリカの法律によつて原爆、水素爆撃に關して外国政府と相談することができないようになっていふのじやないか。この点が若し私の心配しておる通りであるとすれば、アメリカが日本に原爆、水素爆撃の基地を作り、又その基地よりして水素爆撃、原爆爆撃を行う場合に、アメリカは日本政府に相談いたしません。従つて行われたあとで日本国民は實際右往左往するわけです。昔の古い言葉に隠れ家もなしという言葉もありませんが、實際この狭い島で、そして何らのそういう設備のないところで我々一同お互いに隠れ家はなすのです。でありますから、少くとも若しそういうことをなされるとするならば、基地を設定せられるなり、いんやまをさかそういふことは万々ないと思ひますけれども、若し原爆などを実行されるという場合には、どうしてもこれはあらかじめ御相談がなければ、国民の不安は堪えられないです。これは今朝の新聞な

どを見ますと、これはちよつと余談になりませんが、スポーツの關係で外務省の方針に対して三等宮が辞意を表明せられたといふようなことを報道せられております。原爆、水素爆撃が行われれば、これは我々国会議員ばかりじやない、国民全体にとつて非常な恐るべき事態が発生することはくだ／＼申上げざるまでもない。然るに私の知る限りでは、アメリカ大統領は日本首相に向つてこの相談をすることを禁ぜられていふ、アメリカの国内法によつて……従つてこれは相談なしに行われるものと心配いたすのであります。が、外務省の御見解は如何でありますか、伺いたのであります。

○政府委員(下田武三君) 原爆に關する情報を外国政府に、外国政府のみに限りませぬが、米政府の担当官以外に洩らすべからざることは、これは米国の當然の機密保護立法になつて、最も高度の機密になつておりますので、米政府の職員、少数の關係当局以外には一切漏らさないことになつておると思ひます。併しそれは原爆そのものに対する情報の供与の問題でありまして、戦争が起つた場合に原爆を戦略的にどういふ目的で使う使われないかということは、これはヨーロッパ方面でありましたら、NATO各国を総合いたしましたNATOの統合司令部の問題でありますので、参加国は當然にござることであります。極東方面にはNATOのような多数国の相互安全保障機構ができておりませぬが、若しできましたならば、やはりそういう協議といふことは統合本部で議に上ることだらうと思ひます。従つて原爆自体に対する秘密の情報と、原爆を

を

一定の戦略目的のために使用せんとする
場合の關係周囲の協議という問題は、
これはおのづから全然別問題であ
らうと思ふのであります。日本とい
たしましては最大の関心事は日本が二
度と原爆の災禍に見舞れないというこ
と、それから自由主義諸国に限らず共
産陣営におきましても原爆を使用しな
いということが最大の関心事でござい
ますが、併し命あつての物種でござい
まして、原爆を使用する以外には極東
の平和及び安全並びに日本の安全が保
障し得ないという事態になりましたら
ば、これは原爆の使用をやめること自
体が日本の安全に關することであり
するから、そういうような際には、こ
れは国家の最高の利益に従つて考慮す
べき問題であらうと思ひます。問題は
原爆使用禁止を早く実現するといふこ
とでありまして、双方の陣営が使用禁
止に同意しない現在の段階におきまし
ては、やはり先ほど申しました日本政
府の強い希望、併しこの強い希望にも
かかわらず、万一原爆の戦いが行われ
るような場合には、我がほうの陣営だ
けが原爆を使用しない結果、我がほう
の安全自体が危殆に瀕するといふよう
なことは、これは又本末顛倒なこと
でありまして、そういう場合には最高
の見地から検討すべきものであらうと
思ふのであります。

○羽仁五郎君 私心配しております
第二の問題は、日本に原爆、水爆基地
をアメリカが設定せられる場合、それ
からその基地によつて原爆、水爆を実
行される場合に、日本政府に相談は全
くないのじやないか、あらかじめ知る
ことができないんじやないかといふよ
うに考えますのは、実は最近三月一日

であつたかと思ひますが、イギリスの
議会でこのことが問題になつたことは
私本会議で外務大臣に向つてお尋ねを
しまして、そのとき外務大臣からお答
えがなかつたんですが、外務省におい
ては御研究下まつたことと思ひます
が、ここで繰返します。アトリー労働
党首がチャーチル首相に向ひまして、
イギリスにはノーフォークというアメ
リカの軍事基地がある。これは原爆基
地であることはすでに明らかになつて
いる。併しながらノーフォークの原爆
基地から米軍がいづれかの國に向つて
原子爆撃を開始する際には、どうかそ
のことを大英帝国の首相であるチャー
チルはアメリカからあらかじめ通知を
受けられるよう努力をせられたい。そ
うでないかと原爆機にいつ入つたのか
知らずに英國國民は滅亡に瀕する。こ
れは全く党派を超えた重大問題である
から、チャーチル首相は全力を挙げてこ
の努力をされたいといふ声浪ともにく
だる質問をされたのであります。こ
れに対してイギリスのチャーチル老首
相は、實際目に涙を浮べて、この重大
な心配といふものに対して自分は飽く
まで努力はするが、併しながらマクマ
ホン法によつて、アメリカ合衆国大統領
は自分に向つてその原爆、水爆に關し
あらかじめ相談をするといふことを禁
じられてゐる。従つて自分が如何に努
力を尽しても、その相談を受けるとい
ふことはできないといふように思つて
いる。これは自分も非常に悲しみ、且
つ苦しんでゐるところだといふふう
に苦衷を述べておられます。私はアメ
リカとイギリスとの關係といふものは、
我が國とアメリカとの關係に劣らない
親密の關係にあるものと承知をしてお

りますが、合衆国大統領がイギリスの
首相に対して相談することができない
といふようであるならば、これはやは
り私は甚だ心配に堪えないことであ
りますが、合衆国大統領は日本首相に
對してあらかじめ相談をせられること
も、やはりマクマホン法で禁止されて
いると解釈せざるを得ないんじやない
か。従ひましてことによれば日本の場
合には、原爆、水爆の基地の設定とい
ふことについても御相談がないのかも
知れない。そしてその原爆水爆の実
行される場合には、イギリスの場合と同
様に御相談がないのじやないか。こ
点についてやそんな心配は要らな
い、日本では必ずやそういう相談は受け
られることになつてゐるといふお答
えが頂ければ、私の心配は消えるので誠
に有難いのであります。外務省の御覽
になつてゐるところを御説明願ひたい
と思ひます。

○政府委員(下田武三君) イギリスに
原爆基地がありますかどうかは、も
とより軍事上の最高機密でありまして、
私も窺知する余地はないのでござい
ますが、ただ原爆の基地と申しました
も、原爆を搭載した飛行機が離着でき
るような設備といふことであります
ら、これは確かにイギリスにあり得
るだらうと思ひます。これは何も原爆
用の飛行場といふようなものはないの
でありまして、大型の長距離爆撃機の
発着をするための必要滑走路距離を有
する飛行場の設備といふことでござい
ますから、これはもうそういう大きな
飛行場はざらにあるだらうと思ひま
す。それでなくて、原爆のストック・
パイルを詰めておく倉庫とか、或い
は補給とかいふような意味の基地でこ

ざいましたならば、これは私はイギ
リスにも恐らくないのではないかと思
ひます。いわんや日本のような地理的
のところをさういふストック・パイルを重
ねるとか、或いは補給をするといふよ
うな意味の基地は、これは設定するこ
とは到底想像できないと思ひます。で
ございまして、この意味の基地とい
ふことは、借りたといふような申し
出はないだらうと思ひますし、仮にあ
つたとしても、これは先ほど申し
ましたように日本側の同意なしに新
な基地はできないのでございまして
ら、十分わかると思ひます。

第二に、アトリー労働党首の質問に
關連してお話がございましたが、こ
れはどういふことか私もよくわかりませ
んが、原爆をいよく使うといふ場合
に、日本に最初に原爆を投下いたしま
したときも、トルーマン大統領からチ
ャーチル首相にやはり御相談があつた
といふ歴史的事実もございまして、
原爆の製造方法その他の技術的情報或
いはその保有量、その存在の場所等に
關することは、これはマクマホン法そ
の他の法制で厳秘に付せられると思
ひますが、これをいよく戦略的に使
うといふ場合の協力的協議と申しま
すは、これは当然現在の英米關係であ
りましたならば、日本に原爆が投下さ
れた場合の例と同じようにあるのでは
ないかと推察いたします。た
だ、日本につきましてはまださうい
うな戦略的な協議と申すよりも、
が現実の問題となつておられます
ので、これは只今何とも申し上げかね
るでございまして、

○羽仁五郎君 いろいろ御説明頂いて
大変感謝するのですがこの第一の点に
關連しまして、沖繩及び小笠原につ
いても只今の御説明と同様に了解を
おつてよろしいのでしうか、その点
をなお念のために御説明願ひたいと思
ひます。

○政府委員(下田武三君) 小笠原に
は、さう大きな飛行場や基地を設定
する地理的条件に欠けております
ので、將來もさういふことはないと思
ひますが、沖繩のほうは原爆基地に現
在なつておるか或いは將來なるかとい
ふような点は、これは非常な軍事上の機
密でありまして、私どもにも全然わか
つておりません。

○羽仁五郎君 これはこの点が私は特
に心配になる点じやないかと思ひま
す。それで新聞などはこの点について
の國民の心配を代表しておられるのも
理由なしとしなないのであります。こ
れについては日本國として何らかの
努力をすることができないものであり
ますしうか。十分御研究のことだとは
思ふのであります。今のお答へです
と、沖繩に原爆、水爆基地を作るか作
らないかといふことは、日本國政府と
しては全然タッチすることはできな
い。いわんやそこを基地として原爆、
水爆をやるかやらないかといふこと
は、日本國政府としては全くタッチが
できないといふことになつてゐるよう
ですが、これはそれ以上全く手のつけ
ようがないものでしうかどういふも
のでしうか。

○政府委員(下田武三君) 沖繩に對し
ましては日本は潜在主権は保有して
おりますが、平和条約によりまして立
法、司法、行政上の一切の権利を米國
側に譲渡いたしておりますので、これ
は安保条約によつて旧在日米軍の使用

目的の制限があるようにならざるに非ざりませんので、全く沖繩の基地をどういう軍事的目的に使用せよとも米国の完全なる自由でござります。ただ、センチメンタルな理由から申しますと、日本が潜在主権を保有して居る領土というものは、日本の最も希望せざる原爆の基地に使用されるということは、国民感情からいたしましてはこれは私は決して歓迎できないことだと思ひます。

○羽仁五郎君 只今お述べ下さつた通りだと思ひますので、その点についてこれ以上申し上げませんが、たとへば潜在主権は日本にあるのでありますし、当時平和条約或いは日米安全保障条約締結の際にも、眠つておられるけれども主権はあるということをお政府としても御説明になつておりましたし、我々もそう承承して居りますので、そして又その原爆、水爆の問題というのはその後一層具体的にいつて来た点もあると思ひますので、日米安全保障条約に伴います基地の問題と並んで、或いはそれよりは一層困難な関係にありますが、一層重大な御努力を沖繩或いは小笠原についてお願いするということは、国民の切々たる願望であると私は信じて居りますので、どうか外務省におかれましては、御努力をお重ね願ひたいと思ひます。私は、昨年八月ヨーロッパから帰つて参りましたときに、飛行機で沖繩の上を通りましたが、沖繩の有様というものは全く非常な状態……、まあ我々素人ですし、飛行機から遠方から見たものですから何もはつきりしたことは申せやしません。併しどうも通常の状態には全くないというように考えます。而も今後これは一日を過す

ごとにこれらの問題の解決は、非常に容易なることを私も願うのでありますけれども、併し場合によつては困難になると思ひますが、どうか今お述べ下さつた国民感情というものを十分御尊重下さつて御努力願ひたいと思ひます。

第二に何つておられます後段の点であります。これはなお御研究下さいました……、さつき私三月一日と申上げましたが、三月二日であつたかも知れません。私が見ましたのは、二週間ぐらい前……一週間前に飛行便で到着しましたニュー・ステートマン・アンド・ネーションの社説にこのことを論じておられます。それでノーフォークが原爆に使用される基地であるということはいギリスで明らかにされておられます。これは英米間の親密さによるものでありましようし、先ほど御説明になりましたようなNATOの關係などもあることだと思ひますが、日本の場合にもせめて少くとも沖繩に原爆基地を設定せられて居るならば設定せられて居るという知識を日本に与えられ……、言つてもなく只今御説明になつた国民感情として沖繩に飽くまでも絶対に原爆基地を設定しないという御努力を願うのであります。若しそれにもかかわらず設けられるならば、設けられて居るということだけは、やはり国民が知つておく必要があるのじやないか。ところがその先ですが、イギリスの場合にはそのことがわかつて居るのですが、アトリー労働党首の質問は、そのノーフォークの基地を使用して米軍が原爆を行うときに、どうか英政府はそのことをあらかじめ相談を受けたという質問に対して、チャー

ルがそのことは遺憾ながら不可能であるということをお答えされた。それについては下田局長もよく御承知のように過去のいきさつを述べられて、一時さういふ了解ができていたこともあつたけれども、併しその後その了解が消滅して居るので、現在としてはさういふ相談はないということをお述べられた。これらの点はいゆるアメリカがニューロック政策によつて戦略的に包囲しようとして居るの周辺にアメリカの軍事基地を持つて居る国は、イギリス、日本、その他がそれら不安に堪えないで、それらに努力を重ねて居るところだと私は承知して居りますので、日本も是非それら諸国と可能な限りにおいては努力せられて、これらの問題の共同の解決ということを努力せられることが日本国の幸福でもあり、又それら諸国の幸福でもあると思ひます。一つの国の努力だけではなかなかこれはできないかも知れない。イギリスの努力によつてさきもそれはできない。併しその周辺の国々が一致してこの努力をすれば、或いはさういふこともできるかも知れないと思ひます。その点を御努力願ひたい。

それから第二の点で最後の点であります。それについては、先ほど局長がおつしやいました、日本としては原爆、水爆の兵器としての使用禁止ということを一層早く実現しなければならぬというこの点については後ほど申上げます。

もう一遍伺ひたいのであります。この本法案に關連しまして、第三にやはり御説明を願つておきたいと思ひますのは、只今のようことで、アメリカはいつ何時でもアメリカの判断によつて日本に原爆、水爆の基地を持ち、そしてそれを使つて原爆、水爆を行つことができるのではないか、それをできないという保障はないか、それから第二には、それをやる際に基地を設け、又は原爆、水爆を行う場合に日本に相談しないのではないか、相談を受けるという保障はないか、さういふこととありますから、国民の中にこの問題については不安が高まつて行くのはこれは当然のこととあります。従つて特別に新聞なり、言論機関がこの問題について国民の不安を解決する、又世論に打出して行きたいというように考へて、さまざまに努力をされます。これは当然と思ひます。その際に、この原爆、水爆そのものについてはタツチすることは勿論不可能でもありましようし、又現に禁ぜられて居ることもありましようが、併しそれを推察するに足るさまざまの材料が考えられると思ひます。それで本法案の問題になつておられます日本の防衛隊とおつしやるのか、保安隊とおつしやるのか、さういふものがアメリカから貸与せられる武器とか、装備品、さういふものの中には、或いは日米安全保障条約及び日米の相互防衛援助協定、その他の關係で、直接又は間接に行動をとることが可能であります。日本のさういふ防衛力ということでありまうから、そこに或いはアメリカが日本に原爆、水爆の基地を持ち、又はそれを実行しようとして居る場合には、その日本の防衛力のほかに或いはそれに対する装備品などの供与があるのじやないか。原爆を供与されるといふことは勿論ない。けれども米軍が原爆をする

ために、それに伴うさまざまの装備品などで、米軍が日本の防衛隊に供与されるものがあるのじやないか。特にこの点について日本側で日本国民が心配して、さうしてそれについて言論或いは国会というものが、さういふ問題が生じた場合に、それに対して重大な関心を払わざるを得ないことは言ひまでもないのであります。これらは本立法によつて直ちに刑に処せられることになるのか。私はこれは先日来、法制局長官に伺ひましたところでも、これはさういふことはあり得ないといふのがお答えでありましたが、それはなことを希望するという希望の観測であつて、只今申し上げましたような意味では、これはあり得るのじやないか。従つて本立法のようなもの不幸にしてこのまま法律として成立いたしますと、今後さういふ部面から、つまり速巻きにこの問題を日本国民の世論としてアメリカに訴える、又は国際的に訴えることも不可能になつて来る虞れがござります。そこで一層本法案の国会に提出せられた場合に、外務省としても十分責任を分たれたのであります。さういふ法律が成立する以前に、又は成立した後にさういふ關係においては、只今の原爆、水爆の日本における基地の設定、又はそれを使用する原爆、水爆の實行というものを極力阻止せられるお考えがござります。本法案の審議の上にも重大な心配があると考へますので、只今の点についての外務省の所見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(下田武三君) 原爆そのものでなくとも、原爆に關連した装備品

というようなものが日本側に供与され、その秘密保持のために本法案の適用の枠内の問題として入つて来るのではないかと、前提の下にお出しになりました御質問でございますが、先ずその前提が、在日米軍自体につきましては或いは何らかの関連のある原爆使用の際にも使えるような装備品というやうなものは配付になるかも知れませんが、日本の保安隊、やつと自衛力にならうとしておる段階に、そういう高度の装備や備品を米軍からももらいましたところで、しようがないのでありますし、又向うもくれるはずはないと思ひますので、その点からの本法案との関係という問題は、これは現実問題として発生いたさないのではないかと存じております。なお、米軍自身が持ちます装備品等につきましての秘密保護は、これは本法案とは全く無関係に、御承知の行政協定に伴う刑事特別法の問題になつて参りますので、これも本法案とは直接の関係がございませぬ。

○羽仁五郎君 御説明のように私も信じていたと思ひますが、なお多少心配がありますので、重ねて申上げますが、原爆そのものは日本の防衛隊に供与されるという事は絶対ない。それからそれに関連する装備というものについても、日本の防衛隊に供与されるという事は絶対ないかどうかという点については、私は問題がまだありはしないかと思ひます。それはやはりこれも新聞などによつて報道されておりますところでは、現に日本にある米軍基地、日米安全保障条約、行政協定に伴う米軍基地には、原爆の際に備える装置がなされつづつあるということが報道されて

おります。私は勿論その証拠を持つておるものではありませぬし、断言するものでもありませんが、そういうことが行われてゐるのじやないかという報道はしばしば耳にいたします。これは当然でありまして、日本に原、水爆の基地を持つとすれば、万一必要によつてその原、水爆撃を行う場合、リタリエーションというのですか、報復爆撃を受ける。従つてその報復爆撃に対する装備というものは必要だろつと思ひます。これを或る新聞などは、日本にある米軍基地の米軍だけがその報復爆撃に対する装備をやつていて、日本側には全然そういうことをさせていない。だからこれは米軍が仮に不幸にして原、水爆撃などをやる場合には、米軍だけがその報復爆撃に対して安全の装置をやつてゐるのに、日本側は全然安全装置をやつていないのだ。従つて非常に心配する人々は、或いは杞憂であるとおつしやるかも知れませんが、併しそれには理由があると思ひますけれども、若し原、水爆撃をやる場合には、日本のほうは全滅しちやうの、防衛隊も全滅しちやうの、アメリカ軍だけはそれに対する装備を持つて或いは前進され、或いは戦術行為を継続され、或いは撤退されるということになるというやうな心配が生じて来るのは、必ずしも杞憂とばかりは言えないと思ひます。これはそういうふうな関係であれば、全然原、水爆関係の装備品の供与というものはないということになるのですが、それが無いということとは、私は一層或る意味においては国民感情としては不安に堪えないだろつ。さうすると進んで、日本に基地を持つておる米軍のそういう原、水爆撃

関係の装備というものを知らたいといふふうにと考へると、今御説明になりました行政協定に基く刑事特別法というものに触れることになるのですが、従つて本法とは関係はない。併しそれよりも少し状況が日本にとつて多少有利であつて、日本側にも、日本の防衛隊というものが使つただけで、亡びちやうとときには勝手に亡びちやえといふのではない、一緒に行動する以上は、多少防衛隊に対して防衛ということも指導され或いは援助されるということがあれば、そういう関係の私は専門家でないからよくわかりませんが、鉛などで作つたそういう放射能などを防禦するやうなそういうものの供与はあるのじやないか。いづれにしましては第三にお尋ね申上げたのは、そういう点で第一に、原、水爆関係の行動をアメリカが日本においてなし得るのじやないか、それで第二にそれについて事前にか、それと相談はないのじやないかというところから、当然国民としてはこれらについて情報を得たい、知りたい、さうして不安がないならばない、あるならばそれをどういふふうにして世論に訴えて、国民世論に訴えて解決するかという国民の意思がそこにそういうふう

に現われて来ることはこれは何人も防ぐ権利はない。ないで、今御引例になりまして刑事特別法並びに本法案というものに触れて来る人が生ずることを私は非常に憂へるものであります。それはさういふ法律がある以上は、さういふ人は触れる。触れるけれども、さういふ方々としては……私は別に傍観するといふわけではありませぬが、誰でもその問題について不安を解消し

たいという努力はされるのじやないか。さうしてさういふことから刑事特別法に触れ、又は本法案に触れるといふ人が出るということは、私はできるだけ防ぎたい。その意味から外務省が特にこの問題について十分なる御努力、万全の御努力を願ひたいと思つております。そこでこの日本としては、すでに国会がその意思を明らかに、全会一致を以て明らかにしております。ことに、原爆並びに水爆というものが兵器として使用されることを禁止して頂きたいということを国連に訴へたのであります。原、水爆の問題につきましては、米ソの間の意見の対立といふものは、これは極く簡単に私もが了解しておるところでは、ソビエト側では禁止といふことを先にする、アメリカ側ではその国際管理といふことを先にするといふやうになつておるやうに思われます。詳しくはここで繰返しません。大体結論としてはさういふやうになつておると言つて差支えないと思ひます。前にありましたバルフ・プランといふやうなものは、禁止を先にするのではなくて、国際管理といふものを先にして次第に禁止にする、ソビエト側はそれでは非常に心配だ、先ず禁止、然る後にその管理をして行くといふやうな極く大ざつぱに考へて、精密ではありませぬが、さういふやうに考へられるのではないか。従つて今日問題は、その輪廊におきましては、ソビエト同盟では原、水爆禁止という態度を繰返して明らかにされておるのに、アメリカ側は原、水爆禁止といふことをする前に国際管理といふことを解決

する必要がある。で、特にアメリカ側では原、水爆ばかりではない、ソビエトが持つておるであろう強大な陸上兵力というものについての一般軍縮という問題をも含めてこれを解決しなければならぬといふ態度を今日までとつておられると私は了承しております。或いは誤つておるかも知れませんが、誤つておつたら御訂正を願ひたいと思ひます。さういふやうな状況であると、若しさうであると思つたらば、日本としては勿論ソビエトの持つておる強大な陸上兵力或いは国際管理という問題について、アメリカが重大な関心を持たれることに少しも非難をしようとするものではない。ないけれども併し日本の問題としては、先ほど御説明がございましたやうに、みずから広島、長崎において原爆を受けたその国民であります。その世界において最初にさういふ原爆の悲しむべき惨禍といふものを受けた。その原爆の病氣といふものは、恐らく遺伝するであろうと云われておる。従つて我々が責任を持つて、我々現代の国民ばかりでなく、次の世代の国民に対してもさういふ惨禍が及んで行くといふことをみずから体験した日本国民が、その他の問題に優先して原、水爆の即時禁止といふことを願ふことは、私は内外共に理解を求めるところは無理でないと思つておる。そこでこの際特に日本国政府は、特に外務省におかれまして一刻も早くこの原、水爆の禁止ということが実現せられるやうに御努力をなさる御意思があらくなるか、おありにならないか。この点はどうぞ十分、これ以上申上げませんが、お答えを頂きたい。

たいという努力はされるのじやないか。さうしてさういふことから刑事特別法に触れ、又は本法案に触れるといふ人が出るということは、私はできるだけ防ぎたい。その意味から外務省が特にこの問題について十分なる御努力、万全の御努力を願ひたいと思つております。そこでこの日本としては、すでに国会がその意思を明らかに、全会一致を以て明らかにしております。ことに、原爆並びに水爆というものが兵器として使用されることを禁止して頂きたいということを国連に訴へたのであります。原、水爆の問題につきましては、米ソの間の意見の対立といふものは、これは極く簡単に私もが了解しておるところでは、ソビエト側では禁止といふことを先にする、アメリカ側ではその国際管理といふことを先にするといふやうになつておるやうに思われます。詳しくはここで繰返しません。大体結論としてはさういふやうになつておると言つて差支えないと思ひます。前にありましたバルフ・プランといふやうなものは、禁止を先にするのではなくて、国際管理といふものを先にして次第に禁止にする、ソビエト側はそれでは非常に心配だ、先ず禁止、然る後にその管理をして行くといふやうな極く大ざつぱに考へて、精密ではありませぬが、さういふやうに考へられるのではないか。従つて今日問題は、その輪廊におきましては、ソビエト同盟では原、水爆禁止という態度を繰返して明らかにされておるのに、アメリカ側は原、水爆禁止といふことをする前に国際管理といふことを解決

八千万の国民と共にこのお答えを期待します。

○政府委員(下田武三君) 仰せの通り、世界各国のうちで原爆の実際の被害にあいました唯一の国民といまして、原爆の禁止の実現の速やかならんとすることを祈る点では、各国の政府のうちで日本政府が最も熾烈なものがあることは、これは当然だろうと思いません。ただ、原爆禁止に到達する過程の問題といまして、国際管理を先にするか、或いは原爆禁止をいきなり実現するかという点につきましては、羽仁先生と多少意見を異にするものがございますが、つまり共産陣営一千万の現役と五百万の予備軍というこの人海戦術に対抗する唯一の自由主義諸国側であり、水爆における一日の長ということであり、その一日の長もだん／＼追いつかれておるといふ状態でありますので、これは米國はじめ自由主義諸国側としてはこの原爆を使えないという事になりまして、到底この人海戦術にかないつこないのではありません。これは自由主義諸国の防衛の根本問題に触れる問題でありまして、アメリカ側がやはり管理から始めて、そうして禁止に到達しようというプロセスが尤もではないかと私も存じております。併しその点の見解にかかわらず、仰せのように原爆禁止の実現の一日も速やかならんことを最も強く希望いたしておるのでございませぬ。

○羽仁五郎君 重ねて申上げることが失礼でありますから差控えますが、この只今御説明になりました人海戦術或いは強大な地上兵力というものも、こ

れは或いは場合によつては理論上どうしてそういうものが共産側においてできるものだろうか。勿論これは強制に基くものもありましよう、併しながらこのアメリカ側はいわゆる自由主義諸国間のほうでそれに対抗できないという事は、又その社会上の理由もあるというふうな議論も成り立つ場合もあるろうかと思うのです。いずれにしましても、この問題が或る意味において日本にとりましては自由主義が共産主義かということよりも、米ソの対立に巻き込まれて、そうして原爆、水爆の被害を受けて滅亡に瀕するか、それともそうでない途を発見するかというふうな問題に変わりつつあるというふうにも考えられます。私は先日、本会議におきまして、MSAの意義は、昨日のMSAの意義と今日のMSAの意義とは非常に違ふものになつて来たのではないかと。従つて秘密保護法案も私はそういうふうな違つた目で見なければならぬ面もあるのではないかと。私は簡単に一言にして申上げますれば、MSAなり本法案の秘密保護法案なりというものが、場合によつてはアメリカが日本を原、水爆基地として使用するという主たる目的があるという意味でMSAを考え、又本法案を考えなければならぬのじやないかという点を本会議において質疑をしたのであります。それがそれに対する政府の御説明、或いはお答えというものはなかつたのであります。私としては、そういう心配もあるのじやないか、これも杞憂だといふふうにおつしやられれば、非常に却つて私としては幸福に感ずるものであります。併しそういう杞憂を含んでおることではありますので、只今のお答えは

原、水爆、さまざまの問題はあるけれども、そのさまざまの問題に優先して、日本国としては、日本国民の意思としては、原、水爆の即時禁止ということを外務省として御希望になつて、私を御言明下さいましたので、私はそれで満足いたしますが、併し希望をいたしましては、どうか外務省は御希望に相成るだけでなく、それについての御尽力を少しも惜しまれないといふことをお願いいたして、私の質問を終ります。

○委員長(郡祐一君) 他に本法案について御質疑のおありの方は御発言を願います。

○委員長(郡祐一君) 他に本法案について御質疑のおありの方は御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

○羽仁五郎君 先日国会で全会一致を以て決議されました原、水爆の武器としての使用禁止について外務省から回連にお伝えを願つたことだと思ひますが、それについてその後御報告をお受けでございませうか、お伺ひいたします。

○政府委員(下田武三君) 国会の御決議を直ちに外務省から沢田国連大使に送付いたしました。事務総長に伝達いたしました。その後の報告によりますと、国連事務局からは直ちに日本政府の公文の写しを作成いたしました。各国代表部に配付する措置をとつたのでございませぬ。そこでこれを国連自体としてどう取扱うかにつきましては、時を同じうしてインドのネル首相からもやはり原爆の国際管理及び禁止促進方に関する書簡が来ておりまして、これを併せて取扱うというふうになり

そうである、如何なる機関がこれを取り上げるかという点につきましては、軍縮委員会に送付されて軍縮委員会で取上げられるだろうといふことは、これは推測の報告でございますが、併し、その後今日に至るまでまだ軍縮委員会が動いておるといふ報告はございません。

○羽仁五郎君 それらの点につきまして一層の御努力を願います。

それから、最近のイギリスの世論では、こういう問題についてこそイギリスが外交上のイニシアチブをとるべきだといふことを政府に向つて労働党も、そうして新聞も筆を揃えて追つておりますが、或る意味においては、こういう問題については日本こそイニシアチブをとるべきであるかも知れない。最近の日韓会談及びフィリピンの問題などでいろ／＼御苦心であります。或いは一層大きな問題としてこの問題を日本がイニシアチブをとつて解決することができれば、日本にとつての幸福であるのみならず、世界にとつても幸福でありますので、どうか、特にインドなどはこの点で日本を非常に励まして下さつて居るのです。イギリス国民もこの点については非常に努力していることだと思ひますが、それらの国の助けを受けて、場合によつては日本が責任を持つてイニシアチブを発揮せられ、どうか一つもその手段は余さず努力して頂くようによろしく願ひいたします。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(郡祐一君) では速記を始め

次回は明十三日午前十時から開会することとし、本日はこれを以て散会いたします。

午後三時六分散会